

第1条 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）

第1条から第5条まで、第7条から第31条まで、第32条から第54条まで及び第59条から第66条の3までの規定に基づく技術上の基準その他の保安基準の細目については、この告示に定めるところによる。